

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 28 年7月 20 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600025 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600053 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 15 年 7 月 10 日は 3 万円、同年 12 月 10 日は 45 万円、平成 16 年 7 月 12 日は 48 万 6,000 円並びに平成 17 年 12 月 9 日及び平成 18 年 12 月 11 日は 60 万円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日

② 平成 15 年 12 月 10 日

③ 平成 16 年 7 月 12 日

④ 平成 17 年 12 月 9 日

⑤ 平成 18 年 12 月 11 日

A 社において、請求期間①から⑤までに賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていなかったにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与額の記録が無い。

請求期間①から⑤までに係る賞与明細書（写）及び預金通帳（写）を提出するので、調査の上、標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書（写）、預金通帳（写）及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間①に 3 万円、請求期間②に 45 万円、請求期間③に 48 万 6,000 円並びに請求期間④及び⑤に 60 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600147 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600052 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 22 年 7 月 1 日から昭和 24 年 1 月 1 日まで

私は、請求期間に、B 市 C 地区にあった A 社で D 業務の担当として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A 社において、昭和 22 年 7 月 1 日から昭和 23 年 12 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、事業主の氏名及び連絡先が不明であることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、請求期間当時の同僚について記憶しているが、姓のみであり、当該同僚の特定ができず、照会が行えないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者が主張する A 社の所在地を管轄する法務局及び公共職業安定所に、当該事業所について照会したが、該当する事業所は見当たらないとの回答があり、当該事業所を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。